

## 生徒心得 綱 領

本校生徒は、この生徒心得を守り、各自が積極的に、愛校の精神をもって、明朗にして規律ある有意義な学生生活を送るよう努める。

## 通 学

1. 通学の際は服装を正し、交通道徳を守り、本校生徒としての面目を保つ。
2. 生徒は通例午前8時40分までに登校し、午後5時までに下校する。ただし、特別の事情で学校に残留するときは、担任又は顧問教師に連絡する。

## ホーム・ルーム

ホーム・ルーム時は学校生活の基盤であるから、担任教師を相談相手として互に協力し楽しい家庭的な環境を育てるよう協力する。

## 授業及び自習時

1. 授業は積極的に学習し、授業の妨害になることを避ける。
2. 始業の合図までに入室し、定められた席につき、静粛にして教師を待つ。
3. 遅刻早退の際は、その旨を教科担任に届け出る。
4. 教室の備品、校具は大切に取扱う。
5. 自習時は静粛にして有効に利用する。室外に出て、勝手な行動をしたり他教室の妨害になることは慎む。

## 放 送

1. 放送のあるときは、静粛にして伝達事項等に注意する。
2. 伝達事項は顧問教師の許可を得て放送係に連絡する。

## 休 憩

1. 廊下は静かに歩行する。
2. 廊下その他で教師、来賓に会ったときは会釈をする。
3. みだりに職員室、事務室、業務主事室等に入らない。
4. 外来者との面会は担任又は顧問教師の許可を得て行う。

## 集会及び掲示等

1. 儀式、朝礼、その他の集会の際は、その意義を認識し、静粛を旨とする。
2. 集会に参加できない者は担任教師に届け出て、指示を受ける。
3. 集会、掲示、ピラ等は、責任者が届け出を行う。

## 清 掃

1. 教室は、常に整理整頓をして、みんなで美化に心掛ける。
2. 放課後の15分間は清掃時間とする。当番の生徒は、決められた区域を毎日、きれいに清掃する。

## 保健衛生

1. 個人の衛生に万全を期し、集団生活に必要な公衆衛生に心掛ける。
2. 校内で発病、負傷したときは、保健室に連絡し指示を受ける。
3. 本人及び家庭内に感染症が発生したときは、直ちに学校に届け出て指示を受ける。

## 諸 届

次の場合には、保護者又は保証人から学校長宛に担任教師を通じて願い若しくは届を提出する。

1. 欠 席（1週間以上にわたるときは診断書を添える）
2. 遅 刻
3. 早 退
4. 忌 引
5. 長期体育見学（診断書を添えて願書を提出し許可を得る）
6. 異 装
7. アルバイト
8. 転 居
9. 保証人変更
10. 家庭内の法定感染症発生

ただし1, 2, 3, 4, 6は生徒手帳に記入する。

## 日 直

1. 日直は、時間割変更、その他の伝達、黒板の払拭等を行う。
2. 学級日誌を記し、放課後担任教師に提出し必要事項を報告する。

## 服 装

1. 服装は質素端正清潔を旨とし、本校生徒としての気品を保つものを着用する。
2. 通学の際は正規の服装を用いる。異装をするときは許可を得る。正規の服装は服装規定による。

## 携 帯 品

1. 学業に必要なものを携帯しない。
2. 所持品には学年、組、氏名を記入する。
3. 携帯品は教室の自己の席又はロッカーに保管する。
4. 所持金は必要以上持たないようにする。
5. 盗難、紛失、若しくは拾得した際は直ちに担任又は顧問教師に連絡し、生徒指導部に届け出る。

### 校内における携帯電話の取扱いについて

1. 携帯電話の校内への持ち込みは認めるが、その使用については原則禁止する。
2. 携帯電話の管理は各自の自己責任で行う。携帯電話の電源を切り、カバンにしまうか、個人用ロッカーにしまい施錠すること。ポケット等に入れることも禁止する。
3. 携帯電話使用禁止時間は8時40分SHR開始から帰りのSHR・清掃終了までとする。
4. 帰りのSHR・清掃終了後、携帯電話の使用は認めるが校外での使用が望ましい。

## 部 室

### 使用上の注意

使用に当たっては下記の注意事項を守ること。

- (1) 部員以外の使用は禁止する。
- (2) 部活動以外の目的での使用は禁止する。
- (3) 朝のホームルーム開始時間（8時40分）より、帰りのホームルーム終了時までの入室を禁止する。
- (4) 部室利用可能時刻は最大午後8時までとし、部活動（片づけを含む）終了後、30分を目安に更衣を済ませ退室、下校すること。但し、顧問指導、監督下にある場合はこの限りではない。
- (5) 男子部所属の女子（マネージャー・選手）は2階の更衣室を使用するものとし、男子部部室に立ち入ってはならない。（清掃時、並びに顧問の許可があった場合を除く。）
- (6) 鍵は代表者（生徒または顧問）が管理し、置き鍵はしない。又、鍵の複製は厳禁とする。
- (7) 火気並びに電気製品の使用は厳禁とする。
- (8) 常に整理整頓を心がけ、清掃を行うこと。破損・汚損のあった場合は速やかに体育科まで申し出ること。
- (9) 活動中の貴重品の管理には十分注意すること。

### 使用禁止

本規定に違反した場合は、部室の使用を停止する。

## 生徒間の交際

1. 常に互に理解と尊重の基盤に立ち、男女間は殊に明朗公正に交際する。
2. 上級生は友愛をもって下級生と交わり、常に善導するように心掛ける。
3. 下級生は上級生に対して礼を失わないようにし、常に協力するよう心掛ける。
4. 教養ある生徒として恥ずべき言葉遣いや行動を避ける。
5. 集会・旅行等団体として校外又は休業中に行動するときは、担任又は顧問教師に連絡する。

## 施設校具

1. 生徒は学校施設を大切にすること。
2. 授業以外に使用するときは必ず担任又は顧問教師の許可を得る。
3. 施設校具を破損したときは、直ちに担任又は顧問教師に連絡し、修理申請書を保健管理部に提出する。

### 校内外の一般禁止事項

下の事項は生徒として恥ずべき行為であって、これを行ってはならない。

1. 生徒間の金銭貸借
2. 生徒割引証の悪用
3. 喫煙、飲酒
4. 風紀をみだすような所に立入る事及び行為
5. 許可なく火気を使用すること

## 服装規程

第1条 服装は質素端正、清潔を旨とし、本校生徒としての気品を保つよう心掛ける。

2 通学の際は、正規の服装を用いる。異装をする時は許可を得る。

### 【制服】

#### (1) タイプA

- ア 黒の詰襟学生服（標準型）を着用する。
- イ 本校のボタン・左襟に校章をつける。
- ウ 黒の学生ズボン（標準型）を着用する。
- エ ベルト、バックルは学生らしいものを用いる。

#### (2) タイプB

- ア 背広型・二つボタン・アウトポケットで、紺のサージの上着を着用する。
- イ 紺色のサージで、衿がV字のベストを着用する。
- ウ 紺色のサージのひだスカートを着用する。ひだ数24～28の車ひだで、丈は膝の中央とする。また、学校指定のストラックスを着用してもよい。
- エ 丸襟・角襟・開襟の白ブラウスまたは、白ワイシャツ（ボタndaウンも可）を着用する。ただし、ブラウス・ワイシャツの襟はスーツの上に出さない。
- オ 校章は、左胸につける。

### 【靴】

- ア 黒又は茶色の革靴、または運動靴を用いる。

### 【上履き】

- ア 学校指定の物とする。かかとをつぶさないこと。

### 【靴下】

- ア 黒・紺・白系統のソックス（ワンポイント・ラインも可）で、くるぶしがかくれるものとする。ストッキングまたはタイツを用いる場合は、黒・ベージュのものとする。

### 【コート類】

- ア 黒または紺、グレー、茶、白で、無地のコート類を用いる。

### 【身だしなみ】

- ア 頭髪等を含む身だしなみは常に清潔に保つこと。染毛、脱色、パーマ、アイロン、及び特異な髪型やまゆ毛等（進路活動に支障が生じるようなもの）も禁止とする。
- イ 髪をまとめるために必要な程度のヘアピン・髪ゴム・リボン・シュシュを用いてもよい。色は髪の色になじむもので華美でないものとする。

### 【アクセサリ・化粧品等】

- ア アクセサリー類・化粧品等は一切用いない。

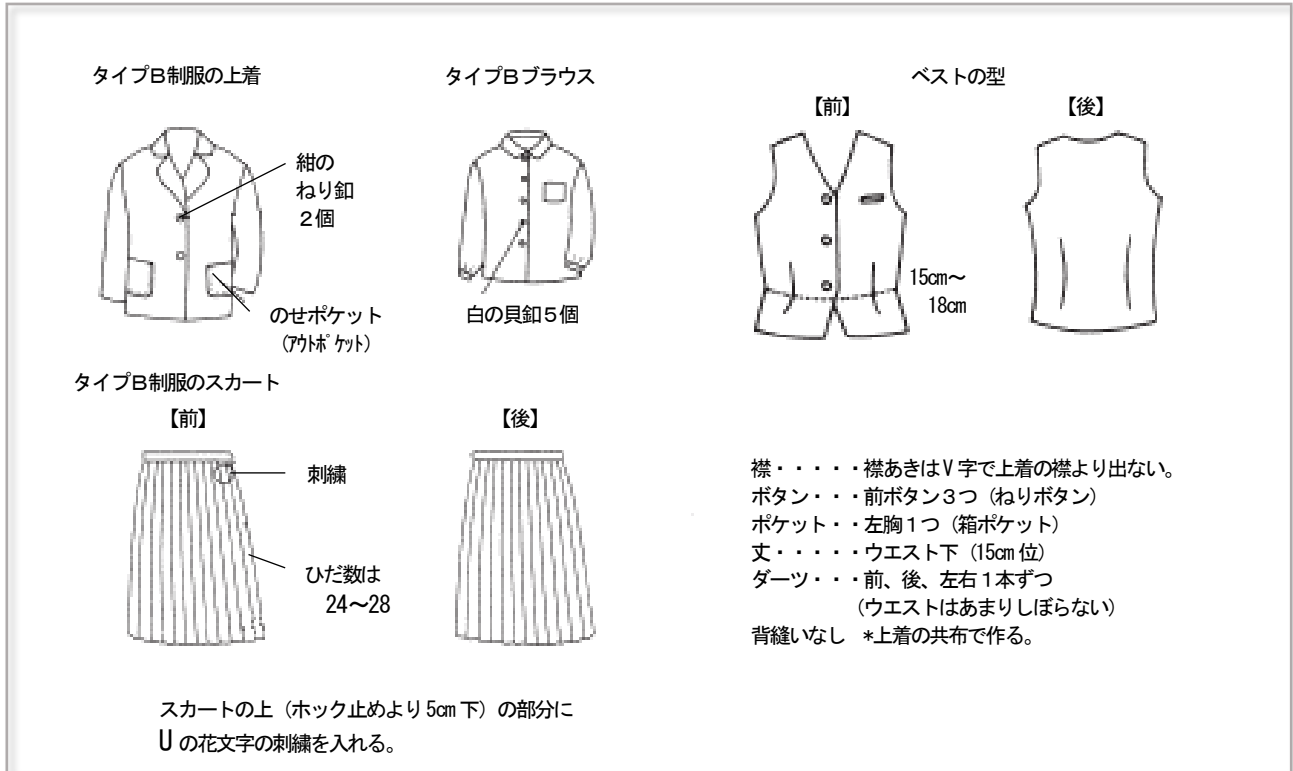
### 【鞆】

- ア 通学の際は、通常、教科書及び学用品を入れるのにふさわしいものを携帯し、高価なものや華美な物は避ける。

### 【その他】

- ア 夏季は上衣を脱いで通学してもよい。（指定セーターでの通学も可）ただし、白の開襟またはワイシャツを着用する。校章は左胸につける。タイプBの制服を着用している場合は、ワイシャツ類の上に、布ベストまたは指定のセーターを着用する。校章は布ベストの左胸につける。
- イ 夏季は学校指定のポロシャツを着用してもよい。ただし、学校行事・進路行事等では白の開襟またはワイシャツを着用する。
- ウ セーターは学校指定のものを着用する。（通年使用可・通学使用可）ただし、タイプBの制服を着用している場合は、学校行事・進路行事等では、布ベストを着用する。
- エ 教室内でのオーバー・マフラー・手袋の着用は原則禁止する。
- オ 校内での上着の着脱は自由とする。
- カ 校舎内は上履きを使用する。
- キ 帽子を着用してもよい。ただし華美なものは避ける。

## タイプBの制服



### 生徒の旅行についての内規

第1条 宿泊を伴う旅行については必ず届を提出する。届には、日程・コース・費用・同行者・責任者を記入し、保護者の承認を要する。

### アルバイトについての内規

第1条 アルバイトをする場合は必ず「アルバイト願」を提出し、許可を得る。その後、「アルバイト届」を提出し、学校から「アルバイト許可証」を受け取り、雇用主に提出する。

2 職種・業種としては居酒屋など酒類を提供する店 (ファミリーレストランは除く)、風俗的な行為のある店に関わる仕事、娯楽店 (パチンコなど) では働かない。

3 アルバイト許可は、原則1年生の1学期期末考査後からとし、成績等不振の者は許可を取り消すことがある。

附 則 この規定は昭和44年4月1日より効力を発する。

附 則 この規定は平成26年9月1日より効力を発する。

### 交通安全についての内規

高校生として、交通社会に参加するために、互譲の精神、人命の尊重、遵法精神の高揚を図り、よりよい交通社会人として交通安全を積極的に推進し、努力する態度を身につける。

#### 1. 通学時における交通用具の使用について

- (1) 自転車の通学は届出制とし、学校指定のステッカーを常時見やすい位置に貼り付ける。
- (2) 自転車で通学する者は、雨天時にレインコートを着用する。
- (3) 自転車で通学する者は、乗車用ヘルメット着用を努力義務とする。
- (4) 自動二輪車 (原動機付自転車) 等での通学は原則禁止する。

#### 2. 自動二輪車等の安全指導について

自動二輪車 (原動機付自転車) 等の運転免許取得を希望する生徒は、以下の手続きをとること。運転免許の取得等により、学校生活へ支障を来すようなことがあってはならない。

#### 3. 免許取得について

- (1) 自動二輪車 (原動機付自転車) 等の運転免許の取得を必要とする生徒は、本人及び保護者の連名による「自動二輪車 (原動機付自転車) 等免許取得届・取得報告書」を提出する。

- (2) 学校は、「自動二輪車（原動機付自転車）等免許取得届・取得報告書」が提出された場合、当該生徒及び保護者と面談を行い、免許取得理由を確認する。その後、「自動二輪車（原動機付自転車）等免許取得届・取得報告書」に收受印を押し、生徒に交付する。
  - (3) 生徒は、「自動二輪車（原動機付自転車）等免許取得届・取得報告書」を受理後、教習所に入所するものとする。
  - (4) 生徒は、免許取得後、速やかに「自動二輪車（原動機付自転車）等免許取得届・取得報告書」に運転免許の写しを添付して、校長宛に提出する。
  - (5) 自動二輪車等の運転免許の教習が学業に支障を及ぼさないこと。
4. 自動二輪車（原動機付自転車）等の購入について
    - (1) 原動機付自転車を購入、譲受けにより取得した生徒は、「原動機付自転車購入等報告書」を提出する。
    - (2) 自動二輪車を購入、譲受けにより取得した生徒は、「自動二輪車購入等報告書」を提出する。
  5. 自動二輪車（原動機付自転車）等の運転について
    - (1) 原動機付自転車を運転する必要がある生徒は、本人及び保護者の連名による「原動機付自転車運転誓約書」を提出する。
    - (2) 自動二輪車を運転する必要がある生徒は、本人及び保護者の連名による「自動二輪車運転誓約書」を提出する。
    - (3) 自動二輪車等を運転する生徒は、初心者運転期間中は他者を同乗させてはならない。
    - (4) 運転免許を取得した生徒は、県教育委員会等が主催する自動二輪車等の交通安全講習を受講することとする。
  6. 普通自動車の運転免許取得について
    - (1) 自動車の運転免許取得に関する手続
      - (ア) 自動車の運転免許の取得を必要とする生徒は、「自動車運転免許取得届・取得報告書」を校長宛に提出する。
      - (イ) 学校は、「自動車運転免許取得届・取得報告書」が提出された場合には、当該生徒と面談を行い、交通社会の一員となる自覚や高校生としての本分等について説明し、共通認識を図る。
      - (ウ) 学校は、面談等を実施した後に、「自動車運転免許取得届・取得報告書」に受領印を押し、生徒に交付する。
      - (エ) 生徒は、(ウ)の「自動車運転免許取得届・取得報告書」を受領後、自動車の免許を取得するものとする。
      - (オ) 生徒は、自動車の免許取得後、速やかに「自動車運転免許取得届・取得報告書」に運転免許証の写しを添付して、校長宛に提出する。なお、在学中に取得できなかった場合は、この限りではない。
    - (2) 自動車の購入等に関する手続  
自動車を購入、譲受け等により取得した生徒は、「自動車購入等報告書」を校長宛に提出する。
    - (3) 自動車の運転に関する手続  
自動車を運転する必要がある生徒は、「自動車運転誓約書」を校長宛に提出する。
    - (4) その他
      - (ア) 18歳未満の生徒の手続きについては、保護者の同意を必要とする。

付 則

この規定は令和7年4月1日より効力を発する。